

令和2年北海道告示第463号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道旭川市東旭川町共栄の34,282.69㎡の土地を起業地とする「旭川電気軌道共栄営業所拡張整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は旭川電気軌道株式会社が本社にある運輸部と老朽化した春光営業所や近隣の乗務員休憩所を、共栄営業所に集約化し整備を行うことで、効率的な乗務員の配置に対処し、利用者の利便性に配慮した効率的なバス運行と、災害時等の緊急事態への即時対応を可能とする体制整備を図るものである。

これらは、法第3条第9号に規定する「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うもの）の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

旭川電気軌道株式会社は、大正15年1月に軌道路線を運行する会社として設立し、昭和27年6月に一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の認可を受け、現在、旭川市内郊外で71系統のバス運行を行っている。

本件事業の実施については、令和元年12月13日開催の旭川電気軌道株式会社取締役会において承認を得ている。

また、本件事業に必要な財源を融資などにより確保していることから、起業者である旭川電気軌道株式会社は、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、本社にある運輸部と老朽化した春光営業所や近隣の乗務員休憩所を共栄営業所に集約化することにより、効率的な乗務員配置に対処し、利用者の利便性に配慮した効率的なバス運行と災害時等の緊急事態に対し、運輸部からの即時対応の直接指示が可能となり、より安全・的確に対応できる体制の整備を図ることができる。

併せて、共栄営業所を都市間バスの発着地とするため、乗務員の宿泊施設を整備することとしており、建設予定地の私有地のみでは、駐車場などの用地が確保できないため民有地を取得するものである。

本件事業の完成により、トランジットセンター（交通結節施設）としての役割も果たし、路線の延伸及び再編、待合環境の整備を行うことにより、自転車で来てバスに乗る（サイクルアンドバスライド）、自家用車で来てバスに乗る（パークアンドライド）、新千歳空港行き「たいせつライナー」の路線延伸など旭川市のモータリゼーションの発展に寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないこと及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別な措置を講ずべき動植物は生息してい

ないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、春光営業所等を共栄営業所へ集約化することから、共栄営業所周辺の地域での事業実施が必須であり、既存施設との一体利用を図ることから、共栄営業所に隣接している土地が最適である。これを基本条件とし、これを満たす5カ所を候補地を選び比較検討の結果、起業地を決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本社にある運輸部と春光営業所、近隣にある休憩所を共栄営業所に集約化することは、効率的な乗務員配置に対処し、利用者の利便性に配慮した効率的なバス運行と、災害時等の緊急事態への即時体制が図られることから、本件事業は先送りを許されない状況にある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。